

長野県介護福祉士修学資金等貸付事業と高等教育の修学支援新制度の併用について

1 高等教育の修学支援新制度における「授業料等減免」との併用について

授業料等減免の支援対象となる学生が、介護福祉士修学資金等貸付事業の貸付を希望する場合、授業料等減免の支援対象となる大学等において、学則に定める授業料、入学金から個々の所得要件に応じた減免の上限額を差し引き、減免後も自己負担が生じる場合に限り、

(1) 授業料について

授業料の自己負担額の範囲において、介護福祉士修学資金等の貸付「月額50,000円」を上限に貸付可能

(2) 入学金について

入学金の自己負担額の範囲において、介護福祉士修学資金等の貸付における加算「入学準備金200,000円（初回貸付に限る）」を上限に貸付可能

2 高等教育の修学支援新制度における「給付型奨学金」との併用について

給付型奨学金は、学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な学生生活費を賄えるよう具体的な用途を問わず措置されるものであるため、給付型奨学金の支援対象となる学生については、介護福祉士修学資金等の貸付における加算「生活費加算」は、給付型奨学金と支援内容が重複することから、貸付対象外とする。

【参 考】

	介護福祉士修学資金等貸付事業	
高等教育の修学支援新制度	修学資金	入学準備金
授業料等減免	△（差額支給）	△（差額支給）
給付型奨学金	/	

	介護福祉士修学資金等貸付事業		
高等教育の修学支援新制度	国家試験 受験対策費用	就職準備金	生活費加算
授業料等減免	/		
給付型奨学金	○（併用可）	○（併用可）	×（併用不可）

※ 授業料等減免及び給付型奨学金は支給要件が同じであることから、どちらか一方ではなく、併せて支援を受けることを想定している。